

沿岸広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年3月24日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
宮古市重茂第8地割64番地先から第1地割20番3地先まで	新	B 94.4~7.0 m	m 2,360.0
	旧	A 26.1~4.0	1,651.4
		B 94.4~7.0	2,360.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和5年3月24日から同年4月24日まで